

東村山市立学校における働き方 改革推進プラン

平成 31 年 3 月

東村山市教育委員会

目次

I.	基本的な考え方	1
1.	学校における働き方改革の目的	1
2.	本プランの位置付け	1
II.	目標・取組の方向性	2
1.	目標	2
2.	取組の方向性	3
①	在校時間の適切な把握と意識改革の推進	3
②	教員業務の見直しと業務改善の推進	3
③	学校を支える人員体制の確保	3
④	部活動の負担を軽減	3
⑤	ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備	3
III.	東村山市立学校における働き方改革に向けた具体的な取組	4
1.	在校時間の適切な把握と意識改革の推進	4
①	在校時間の把握【取組主体：教育総務課・情報政策課】	4
②	教員のタイムマネジメント力の向上【取組主体：指導室】	4
③	学校閉庁日の設定【取組主体：教育総務課】	4
④	自動応答装置付電話の設置【取組主体：教育総務課】	4
2.	教員業務の見直しと業務改善の推進	5
①	学校徴収金業務の適正化【取組主体：教育総務課】	5
②	校務支援システムの導入【取組主体：指導室・情報政策課】	5
③	学校事務職員の業務分担の見直し【取組主体：教育総務課・指導室】	5
④	学校施設・設備の維持管理業務の適正化【取組主体：教育総務課】	5
⑤	学校図書館における図書管理システムの導入【取組主体：学務課・図書館】	5
3.	学校を支える人員体制の確保	6
①	学校事務の共同実施【取組主体：指導室】	6
②	スクール・サポート・スタッフの配置【取組主体：指導室】	6
③	学校マネジメント強化学業の実施【取組主体：指導室】	6
④	A L Tの活用の促進【取組主体：指導室】	6
⑤	スクールソーシャルワーカーの配置【取組主体：子ども・教育支援課】	7
⑥	スクールカウンセラーの配置【取組主体：子ども・教育支援課】	7
⑦	特別支援学級補助員の配置【取組主体：子ども・教育支援課】	7
⑧	教員サポーターの配置【取組主体：子ども・教育支援課】	7
⑨	特別支援教育専門家チームの活用の促進【取組主体：子ども・教育支援課】	7
⑩	訪問支援員の配置【取組主体：子ども・教育支援課】	8
⑪	特別支援学級臨時職員の配置【取組主体：子ども・教育支援課】	8
⑫	コミュニティスクールの導入【取組主体：指導室】	8

⑬	地域学校協働活動の推進【取組主体：社会教育課】	8
4.	部活動の負担を軽減	9
①	部活動運営方針の徹底【取組主体：各中学校】	9
②	部活動指導員の配置【取組主体：指導室】	9
③	部活動休養日及び活動時間の見直し【取組主体：各中学校】	9
④	学校単位で参加する大会等の見直し【取組主体：指導室】	10
5.	ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備	10
①	イクボス宣言の推進【取組主体：各小・中学校】	10
②	計画的な休暇等の取得促進【取組主体：各小・中学校】	10

1. 基本的な考え方

1. 学校における働き方改革の目的

我が国の学校教育において、教員は高い専門性を持ち、幅広い業務を担い、子供の状況を総合的に把握して指導し、高い成果を上げてきました。

一方、社会に目を向けると、近年、知識・情報・技術をめぐる変化の早さが加速的となり、情報やグローバル化といった社会の変化が、人間の予測を超えて進展するようになってきています。

このような急激な社会的な変化が進む中で、子供が変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することが求められています。

そのため、新学習指導要領等を確実に実施するほか、生徒指導、部活動、保護者や地域との連携など学校や教員に対する多様な期待は、一方で長時間勤務という形で既に表れており、このことは子供たちの学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっています。

このようなことから、国においては「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日）」がまとめられ、学校における働き方改革を進めることとしています。また、東京都教育委員会においても「学校における働き方改革推進プラン（平成 30 年 2 月）」が策定されており、その中では区市町村教育委員会による計画的な取組が求められています。

このため東村山市では、「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、教員の長時間労働の改善に取り組み、子供と向き合う時間を確保することによって、学校教育の質の維持向上を図ることとしました。

目的

- ・教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、子供と向き合う時間を確保し、学校教育の質の維持向上を図る。

2. 本プランの位置付け

本プランは、学校における働き方改革を進めるために、各学校がその実態に応じた取組を進めることができるよう、市内小・中学校の設置者である東村山市教育委員会が策定する実施計画です。

今後、東村山市教育委員会は本プランにより、学校における働き方改革を着実に推進し、教員が健康で、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することで、学校教育の質の維持向上を図ってまいります。

II. 目標・取組の方向性

1. 目標

平成 29 年 6 月に東京都教育委員会が実施した東京都公立学校教員勤務実態調査および、平成 30 年 6 月～7 月に東村山市教育委員会が実施した東村山市教職員の出退勤時間に関する調査の結果、週当たりの在校時間が 60 時間を超える、いわゆる「過労死ライン」相当にある教員が多数存在するなど、長時間労働の実態が明らかとなりました。

週当たりの在校時間が 60 時間以上の教諭及び副校長の割合

教諭（主幹教諭・指導教諭・主任教諭含む）		副校長	
小学校	中学校	小学校	中学校
37.4%	68.2%	84.6%	78.6%

* 都内公立学校教員の週当たりの正規の勤務時間は 42 時間 30 分（休憩時間含む。）

【東京都公立学校教員勤務実態調査より】

週当たりの在校時間が 60 時間を超える教諭及び副校長の割合

教諭（主幹教諭・指導教諭・主任教諭含む）		副校長	
小学校	中学校	小学校	中学校
32.01%	58.72%	46.67%	100%

* 都内公立学校教員の週当たりの正規の勤務時間は 42 時間 30 分（休憩時間含む。）

【東村山市教職員の出退勤時間に関する調査より】

東村山市教育委員会では、こうした現状を踏まえ、まずは「過労死ライン」相当の長時間労働の解消を目指すため、当面の目標を以下のとおり設定します。

当面の目標

- ・ 週当たりの在校時間が 60 時間を超える教員をゼロにする。

2. 取組の方向性

① 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

勤務時間の管理については、厚生労働省において「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成 29 年 1 月 20 日）が示され、「使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること」とされています。

これらは、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められている責務であることを踏まえ、東村山市教育委員会では勤務時間の客観的な把握ができるような仕組みの整備を進めます。合わせて、学校と東村山市教育委員会は、管理職を含む教員一人一人が勤務時間を意識した働き方を実践できるよう意識改革を推進します。

② 教員業務の見直しと業務改善の推進

限られた時間の中で、今まで以上に一人一人の子供たちに丁寧に関わりながら、質の高い授業や個に応じた学習指導を実現するために、教員の専門性を踏まえ、各学校や地域の実情に応じて、役割分担・適正化を図り、学校における業務改善を推進します。

③ 学校を支える人員体制の確保

個別の教育課題を解決するための教員の配置や専門スタッフ等の外部人材の活用等を実施するとともに、学校事務職員の職務内容の明確化を行い、学校の組織運営や指導体制を強化していきます。合わせて、学校を拠点とした持続可能な地域づくりを目指し、学校・家庭・地域が一体となってより良い教育の実現に取り組んでまいります。

④ 部活動の負担を軽減

運動部活動については、スポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 3 月）」が示されており、これを踏まえて東京都教育委員会においても「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針（平成 30 年 4 月）」が策定されています。

東村山市教育委員会においても、これらのガイドライン等に則り、学校における部活動の在り方を見直し、「部活動指導員」などの活用を図りながら教員の負担軽減を進めてまいります。

⑤ ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

長時間労働を改善し、教員一人一人が個人や家族で過ごす時間を確保するとともに、育児や介護などの事情を抱えた教員の支援を行います。

III. 東村山市立学校における働き方改革に向けた具体的な取組

1. 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

① 在校時間の把握【取組主体：教育総務課・情報政策課】

現状	教員の在校時間については、各学校長による把握にとどまっており、統一的な勤務実態を把握することが困難な状況となっています。
今後	ICTを活用した校務支援システムを含めた出退勤管理システムの導入について検討を進め、極力、管理職や教員に事務負担がかからないような勤務時間を集計するシステムの構築を検討してまいります。

② 教員のタイムマネジメント力の向上【取組主体：指導室】

現状	平成 30 年度の自己申告書からは、教員の自由意見欄にライフ・ワーク・バランスの観点から積極的に記述するように勧めているところですが、教員自身の意識改革に向けた取組が求められています。
今後	引き続き、自己申告等を通じて教員の意識改革に努めるとともに、研修を実施することで教員のタイムマネジメント力の向上に努めてまいります。

③ 学校閉庁日の設定【取組主体：教育総務課】

現状	市内の小学校においては、休暇が取得しやすい夏季休業中の 8 月に学校閉庁日を設けています。
今後	市内全小・中学校で、休暇が取得しやすい夏季休業中の 8 月に学校閉庁日を設けます。あわせて、冬季休業期間についても学校閉庁日を検討し、休暇の取得促進を図ってまいります。また、学校閉庁日前後においては市主催の研修を行わないこととし、教員の負担軽減に努めます。

④ 自動応答装置付電話の設置【取組主体：教育総務課】

現状	学校においては明確な閉庁時間が定められておらず、夜間の電話対応が教員の授業準備や各種事務作業の負担増につながっています。そのため、教員の働き方改革を進める上では、地域の実情を踏まえた上で、一定の時間での区切りが必要です。
今後	地域の実情を踏まえ、自動応答装置付電話の設置を検討してまいります。また、取組を進める上では、地域や保護者、各関係機関に周知を行い、理解と協力を求めてまいります。

2. 教員業務の見直しと業務改善の推進

① 学校徴収金業務の適正化【取組主体：教育総務課】

現状	現在、学校徴収金業務については、中学校における給食費については業務委託を実施していますが、その他の学校徴収金については依然として教員による徴収業務が継続しています。
今後	小学校・中学校における学校徴収金業務について、口座振込による徴収を導入するなど業務の効率化を図り、教員の負担軽減につなげてまいります。

② 校務支援システムの導入【取組主体：指導室・情報政策課】

現状	教員が行っている児童・生徒の出欠管理や成績処理などの作業については、個別のシステムを活用しながら行っていますが、システム間の連動がないため、大きな事務負担につながっています。
今後	児童・生徒の出欠管理や成績処理などの情報を一元的に管理し、校務の効率化につなげるため、校務支援システムを導入し、教員の負担軽減を図ります。

③ 学校事務職員の業務分担の見直し【取組主体：教育総務課・指導室】

現状	東村山市の学校事務職員には、東村山市教育委員会の事務職員と、東京都教育委員会の事務職員が配置されており、副校長も含め、それぞれ業務分担を行いながら学校運営を進めています。
今後	現在定めている標準的な業務分担を改めて見直し、より効率的な業務分担を行うことで学校の組織力を強化していきます。

④ 学校施設・設備の維持管理業務の適正化【取組主体：教育総務課】

現状	平成 30 年度より、東村山市包括施設管理委託を導入しており、学校施設を含めた東村山市が保有する公共施設等の各種業務について包括的に委託することで、これまで以上に対象業務にかかる実施水準向上、業務効率化等を進めています。
今後	引き続き、各学校における業務について導入効果を見極めながら、学校施設の適正な維持管理に努めてまいります。

⑤ 学校図書館における図書管理システムの導入【取組主体：学務課・図書館】

現状	市内公立学校の図書室（学校図書館）においては、学校ごとに手作業で図書の管理を行っていますが、司書教諭および学校図書館専任司書の大きな事務負担につながっています。
今後	図書管理システムの導入など、作業の効率化について検討を進めます。

3. 学校を支える人員体制の確保

① 学校事務の共同実施【取組主体：指導室】

現状	東村山市の学校事務職員には、東村山市教育委員会の事務職員と、東京都教育委員会の事務職員が配置されていますが、市内を3つの地区に分け、各拠点校に共同事務室を設置し、東京都教育委員会の事務職員を集中配置することで事務作業の効率化を進めており、平成29年度からは南部地区において本格実施を行っています。
今後	平成31年度からは、南部地区、西部地区、北部地区の3地区全てにおいて学校事務の共同実施を完全実施し、事務作業の効率化を図るとともに、副校長や教員等の校務改善を図り、学校運営を強化していきます。

② スクール・サポート・スタッフの配置【取組主体：指導室】

現状	東京都の補助金を活用して、一部の学校にスクール・サポート・スタッフ（非常勤職員）を配置することで、一般教員の負担軽減を図り、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備しています。
今後	引き続き、東京都へ補助金の拡大を求めていき、市内の全小中学校へスクール・サポート・スタッフが配置できるよう目指していきます。

③ 学校マネジメント強化事業の実施【取組主体：指導室】

現状	東京都の補助金を活用して、一部の学校に副校長を補佐する非常勤職員を配置することで、副校長の負担軽減を図り、学校経営等に注力できる体制を整備しています。
今後	引き続き、東京都へ補助金の継続を求めていき、市内の全小中学校に副校長を補佐する非常勤職員が配置できるよう目指していきます。

④ A L Tの活用の促進【取組主体：指導室】

現状	文部科学省より示されている学習指導要領に基づき、外国語指導助手（A L T）による専門的な教育を実施しています。
今後	引き続き、外国語指導助手（A L T）による専門的な教育を実施し、それぞれの専門性に基づいた業務を補助することで教員の負担軽減を図り、教員本来の専門的な職務に集中できるようにしていきます。 また、外国語指導助手（A L T）の配置時間数の拡大も検討していきます。

⑤ スクールソーシャルワーカーの配置【取組主体：子ども・教育支援課】

現状	「東村山市スクールソーシャルワーカーに関する規則」に基づき、教育委員会に所属するスクールソーシャルワーカーが小・中学校をはじめ関係機関と連携し、不登校児童・生徒の状況改善に向けて、本人及び保護者への支援を実施しています。
今後	引き続き、不登校状態にある児童・生徒について、関係機関と連携した支援を実施し、一人でも多くの不登校児童・生徒の状況の改善を目指します。

⑥ スクールカウンセラーの配置【取組主体：子ども・教育支援課】

現状	東京都より派遣されたスクールカウンセラーが、いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図るため、児童・生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言及び援助などを実施しています。
今後	引き続き、いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決にむけ、教職員や市子ども相談室と連携し、学校内の教育相談体制等の充実を図ります。

⑦ 特別支援学級補助員の配置【取組主体：子ども・教育支援課】

現状	特別支援学級固定学級設置校について補助員を1名配置し、在籍する児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応するため、特別支援学級担任教諭の補助を行っています。
今後	引き続き、特別支援学級の教育の充実のために、在籍する児童・生徒一人一人の実態にあった指導及び支援の補助を行います。

⑧ 教員サポーターの配置【取組主体：子ども・教育支援課】

現状	東村山第三中学校萩山分校と除く、市立小中学校の通常の学級に教員免許を保持する教員サポーターを派遣し、個々の特別な教育的ニーズに対応するため、学級担任・教科担任の指導及び支援の補助を行っています。
今後	多様な教育的ニーズに対応するため、教員サポーターの資質の向上及び業務内容の拡充の検討を行います。

⑨ 特別支援教育専門家チームの活用の促進【取組主体：子ども・教育支援課】

現状	東村山市特別支援教育専門家チームに関する規則に基づき、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒一人一人の特別な教育的ニーズに応じ、望ましい教育的対応を検討することや、小中学校への巡回指導をとおして、望ましい指導及び支援の在り方について専門的な見地から教員に指導及び助言などを行っています。
今後	引き続き、特別支援教育専門家チームの活用を図りながら、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に望ましい教育的対応を図れるよう、教員への指導及び助言を行います。

⑩ 訪問支援員の配置【取組主体：子ども・教育支援課】

現状	不登校児童・生徒への対応について、一部の学校に訪問支援員を配置し、不登校児童・生徒の状態に応じて支援を行うため、学級担任・教科担任等の支援の補助を行っています。
今後	引き続き、不登校児童・生徒の支援の充実のために、一人一人の状態にあった支援の補助を行います。

⑪ 特別支援学級臨時職員の配置【取組主体：子ども・教育支援課】

現状	特別支援学級固定学級について、児童・生徒の集団活動からの逸脱、転倒、トラブルなどに対し、安全な学級運営を行うため、必要に応じて臨時職員を配置し、特別支援学級担任教諭の補助を行っています。
今後	引き続き、特別支援学級の円滑で安全な運営のために、学級の実態に合った支援の補助を行います。

⑫ コミュニティスクールの導入【取組主体：指導室】

現状	東村山市教育委員会では法定の学校運営協議会の設置について検討しており、現在は東村山市型学校運営協議会を設置しています。学校運営協議会の目的は、保護者や地域住民等が学校運営に参画することで、地域のニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域が一体となってより良い教育の実現に取り組むことです。
今後	東村山市型学校運営協議会の設置を継続しながら、学校・家庭・地域が一体となって市内公立学校における学校運営に取り組むことで、教員の負担軽減につなげてまいります。

⑬ 地域学校協働活動の推進【取組主体：社会教育課】

現状	東村山市教育委員会では学校を拠点とした持続可能な地域づくりを目指しており、青少年対策地区事業や放課後子ども教室、土曜講座などの取組を実施しています。
今後	引き続き学校を拠点とした持続可能な地域づくりを進めるとともに、地域学校協働本部の設置についても検討を進めてまいります。

4. 部活動の負担を軽減

① 部活動運営方針の徹底【取組主体：各中学校】

現状	スポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 3 月）」が、東京都教育委員会においても「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針（平成 30 年 4 月）」が、策定されています。 東村山市教育委員会においても、これらを踏まえた「運動部活動の在り方に関する方針（平成 30 年 6 月）」を策定し、各学校における運動部活動の改善状況についてフォローアップに努めています。
今後	引き続き、東村山市教育委員会が定める「運動部活動の在り方に関する方針（平成 30 年 6 月）」に則り、学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築してまいります。

② 部活動指導員の配置【取組主体：指導室】

現状	東村山市教育委員会では、中学校課外部活動補助員を配置し、各学校において教育の一環として計画された部活動の充実及び円滑な推進を図るため、指導及び助言を行っています。 また、学校教育法施行規則の改正により、平成 29 年 4 月より中学校、高校等において、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う「部活動指導員」が制度化されました。このため、東村山市教育委員会においても、必要な規則等の改正を行い、部活動指導員の配置を進めています。
今後	東京都へ部活動指導員の配置日数や配置人数の増を求めていくことで、各学校の実態に応じた部活動指導員の積極的な配置を進め、教員の部活動への負担軽減を図ってまいります。 また、配置にあたっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、研修を行ってまいります。

③ 部活動休養日及び活動時間の見直し【取組主体：各中学校】

現状	部活動休養日及び活動時間については、「運動部活動の在り方に関する方針（平成 30 年 6 月）」において、目安となる基準を定めており、各学校においてはそれらの基準を踏まえ、各運動部の休養日及び活動時間等を設定しています。
今後	引き続き、各学校の実情に合わせた部活動休養日及び活動時間の設定に努め、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行ってまいります。

④ 学校単位で参加する大会等の見直し【取組主体：指導室】

現状	各学校の運動部が参加する大会・試合について、生徒や運動部顧問の過度な負担につながっている等の課題があります。
今後	各学校の運動部が参加する大会・試合について全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担につながらないよう、大会等の統廃合等を東京都中学校体育連盟等の主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定めます。 また、各学校長は、それらの目安を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とにならないことを考慮して、参加する大会等を精査してまいります。

5. ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

① イクボス宣言の推進【取組主体：各小・中学校】

現状	東京都では、職員一人一人が仕事と生活との調和を図りながら組織として高い成果をあげられるよう、育児中の職員のキャリア形成促進や介護との両立支援など、ライフ・ワーク・バランス実現に向けた取組を進めています。 都知事をはじめすべての管理職が「イクボス宣言」を行うこととしており、都が先頭に立って行動することにより、育児休業の取得や短時間勤務をしやすい環境作りに向けた意識改革につなげています。
今後	市内の小・中学校においても「イクボス宣言」を推進していき、ライフ・ワーク・バランス実現に向けた環境整備に努めます。

② 計画的な休暇等の取得促進【取組主体：各小・中学校】

現状	地方公務員である教職員には年次休暇が付与されていますが、現実的には年次休暇の取得は難しい状況にあり、長期休業期間に取得せざるを得ない状況となっています。
今後	市内の小・中学校において、計画的な休暇等の取得を推進していきます。

